

**香川地方最低賃金審議会**  
**第5回 香川県最低賃金専門部会 議事要旨**

開催日時：令和6年8月6日（火）9：00～10：20

**1 主な審議事項**

(1) 香川県最低賃金額改正の審議について

**2 議事要旨**

(1) 香川県最低賃金額改正の審議について

**労使各側委員の主張内容及び公益委員の考え方**

労働者側委員	(1回目) 54円引上げ、時間額972円を提示する。 根拠：連合の2024年春季生活闘争回答集計の有期・短時間・契約等労働者の賃上げ額54円(時給、単純平均)とした。
使用者側委員	(1回目) 50円引上げ、時間額968円を提示する。 根拠：2023年10月～2024年6月平均における消費者物価指数(「頻繁に購入する品目」)の対前年上昇率5.4%を現在の最低賃金額918円に乗じて少数点以下を切り上げて968円とした。
公益委員	労使の提示額、香川県最低賃金の改定状況、地域間格差の改善等を総合勘案し、公益側が <b>公益案970円を提示</b> 、全会一致

**3 審議の結果**

(1) 香川県最低賃金額改正の審議について

公益側が提示した公益案970円、発効日を令和6年10月2日とすることについて、全会一致専門部会決定。香川労働局長に「香川県最低賃金の改正決定について」答申された。